

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
前文	前文	前文	四王寺山や宝満山等のみどり豊かな自然と文化遺産に恵まれた私たちのまち太宰府市は、かつて「遠の朝廷(とおのみかど)」と呼ばれた九州の政治の中心であり、また外国との窓口として歴史的にも重要な役割を果たしてきました。今日でも、太宰府天満宮、特別史跡大宰府跡、水城跡、大野城跡をはじめとする歴史的・文化的遺産や、九州国立博物館等の文化施設を有する全国屈指の観光都市であり、学問・文化交流の拠点としての良き伝統を受け継いでいます。 先人たちが築いてきたこの歴史と文化、そして豊かな自然は、私たちの大きな誇りです。私たちは、こうしたこのまちの良さを守り、しっかりと育てていきたいと願っています。 一方、少子高齢化をはじめとして、さまざまな課題が生じています。私たちは、すべての住民がこのまちで幸せに暮らせるよう、主体的に課題解決に取り組み、明るい未来をつくりあげていきたいと考えています。 こうした私たちの想いを実現するためには、市民一人ひとりがこのまちの主人公であるという理念のもと、市民、コミュニティ、議会、市長等が、それぞれの自主性及び自律性を尊重しつつ、互いに協力しながらまちづくりを行っていく必要があります。 そこで私たちは、市民を主体としたまちづくりの実現に取り組み、「太宰府に住んでよかった」と実感することができるよう、太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちを目指して、ここに太宰府市自治基本条例を制定し、本市における自治の基本原則を定めます。			
第1章	第1条	目的	この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、市民、コミュニティ、議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼し合う関係を築き、市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。			
総則	第2条	位置付け	議会及び市長等は、他の条例、規則及びその他の規程(以下「条例等」という。)の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとする。また、本市の市政運営上必要な基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令及び条例等を執行する場合も同様とする。	前文は、本条例の理念、第1章総則は基本的な事項を定めたもののため		
	第3条	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内にある事務所又は事業所に勤務する者、市内にある学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体(以下「事業者等」という。)をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び公営企業管理者並びに当該執行機関等の事務等に従事する職員をいう。 (3) まちづくり 太宰府市を住みやすく、魅力あふれるまちにするためのあらゆる取り組みをいう。 (4) 市民参画 市の政策立案等の過程において市民が責任を持って主体的にかかわることをいう。 (5) 協働 まちづくりにかかわる多様な主体が、それぞれの役割及び責務を自覚し、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して課題解決に取り組むことをいう。 (6) コミュニティ 自治会等の地縁による団体及びまちづくりの担い手として認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。	取り組み事項の記載なし		
	第4条	自治の基本原則	1 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。 2 市民、議会及び市長等は、市政運営に関する情報を共有するよう努めるものとする。 3 議会及び市長等は、市政への市民参画の機会を保障するものとする。 4 議会及び市長等は、市政を進めるに当たって、市民に対し、分かりやすい説明を行うものとする。 5 市民、コミュニティ、議会、市長等は、協働してまちづくりを行うものとする。			

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第2章 市民	第5条	市民の権利	市民は、日本国憲法及び法令により定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。 (1) 市政運営に関する情報を知る権利 (2) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利	①新たな情報発信手段の検討・構築 ②パブリック・コメント(第25条「パブリック・コメント」参照) ③附属機関(第24条「審議会等」参照)	①ホームページや広報ださいふでの情報発信のほか、様々な情報提供の手段を確保し、エックス(旧ツイッター)、フェイスブック、ユーチューブ、ラインでの情報発信を行っている。また、市政、観光、防災情報等の一体的な情報発信について調査研究を行い、ライン等SNSからホームページへ誘導しより詳細な情報や関連情報を提供するなど、一体的かつ効果的な情報発信に努めた。また、広報委員会を組織し、広報紙に関することだけでなく、ホームページやSNSなどを含め全体的な広報活動の検討を行っている。 ○LINE友達登録数 R4:33,187/R5:34,281/R6:35,041/R7:37,726 ②パブリック・コメント(第25条「パブリック・コメント」参照) ③附属機関(第24条「審議会等」参照)	経営企画課
				①意識調査・アンケート等の実施	・まちづくり市民意識調査(毎年実施:18歳以上の市民2,000人) R4:1,110件(55.5%) / R5:1,061件(53.1%) / R6:1,093件(54.7%) / R7:1,068件(53.4%)	経営企画課
					・歴史と文化の環境税意識調査 R7:来訪者423件回答、18歳以上の市民1,000人対象546件回答	税務課
					・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(3年に1回実施:65歳以上の市民2,500人) R7:1,532件回答(61.28%) ・在宅介護実態調査(3年に1回実施:在宅で介護を受けている人1,000人) R7:573件回答(57.3%)	介護保険課 高齢者支援課
					・太宰府市運動・スポーツに関する意識調査 R7:16歳以上の市民1,400人対象405件回答 / 市内小学生(5年生)対象615件回答 / 市内中学生(2年生)対象633件回答 / スポーツ関係団体対象87件回答 / 教育機関対象:小学校7校回答、中学校4校回答	スポーツ課
					・太宰府市健康増進・食育推進計画及び自殺対策アンケート R5:13歳以上(年度末年齢)の市民、男女各1,500人対象1,172件回答(39.1%)	元気づくり課
					・子ども子育て支援事業計画ニーズ量調査 R5:就学前児童の保護者:689回答(45.9%) / 小学生の保護者726回答(48.4%)	保育児童課
					・将来のまちづくりに関する市民アンケート調査 R7:18歳以上の市民2,000人対象861件回答	都市計画課
					・地域福祉に関するアンケート R7:18歳以上の市民1,500人対象795件回答(53.0%) ・障がい福祉に関するアンケート R7:障害者手帳所持者等の市民1,500人対象916件回答(61.1%)	福祉課
					・環境に関するアンケート R7:18歳以上の市民1,000人対象422件回答	環境課
				①住民監査制度に基づく監査	・監査の結果について市長、議会、各行政委員会等に報告し、ホームページへ公表している。 ○住民監査実施状況 R4年:3件 / R5年:1件 / R6年:3件 / R7年:2件	監査委員事務局
				①外国人への支援	・生活情報ガイドブックの作成や、にほんご教室の開催、参加者の生活に関する相談、国際理解講座や世界文化体験講座の実施など、国籍や言語、文化的な背景が異なる人たちと協力しながら暮らすため、国際交流協会と連携し、外国人に寄り添った支援の充実に取り組んでいる。 ○生活情報ガイドブック 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、やさしい日本語版を発行	国際・交流課
					・外国語での情報配信、マナー啓発リーフレットや動画の作成を行い、外国人にもわかりやすい情報発信に努めている。 ○観光が이드まっぷ・観光総合パンフレット・マナー啓発リーフレット 日本語、英語、韓国語、中国語簡体語、中国語繁体語を発行	観光推進課
					・日本に初めて来られた外国人のために、「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」を配付し、情報提供に努めている。 また、日本語でコミュニケーションを取ることが困難な外国人の国外からの転入等の手続きに際し、福祉課カウンターにある字幕が表示される翻訳機を用いて対応している。	市民課、国際・交流課
					・外国人の妊婦や海外からの転入者向けに外国語の母子手帳を交付している。また、ポケットクを活用し、スムーズなやりとりにつなげている。 ○母子手帳 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語を発行	子育て支援課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第2章 市民	第6条	市民の責務	1 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、知る権利を積極的に行使し、及び互いの人権を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参画するよう努めるものとする。 2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、相互の連携を図り、協力してまちづくりを行うよう努めるとともに、学生や若者等の意見及び活動を尊重するよう努めるものとする。 4 選挙権を有する住民は、その行使に努めるものとする。	①人権尊重のまちづくりの推進 ②男女共同参画社会の実現	①全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人が尊重され、いきいきと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進している。人権・同和問題の啓発活動として、同和問題啓発強調月間市民講演会の開催、人権尊重のまちづくり推進審議会を実施している。また、人権擁護委員による相談対応や啓発活動を行っている。 人権講座「ひまわり」では、同和問題、障がい者問題、男女共同参画等の多様なテーマについて市民講座を行い、人権意識の普及・高揚に取り組んでいる。また、人権まつりでは、市だけではなく、関係団体と実行委員会を組織し、市民全体で人権を尊重するまちづくりを目指し、取り組んでいる。 ○人権講座「ひまわり」実績数 R4: 全7回396名／R5: 全7回534名／R6: 全7回544名／R7: 全7回431名 ②令和5年3月に第3次男女共同参画プランを策定し、あらゆる分野において男女共同参画の視点の重要性を認識し、共生社会の推進を図るため、講演会やセミナーの開催、女性相談窓口の設置等、男女共同参画社会実現に向けた取組を行っている。女性相談は令和6年度から人権政策課に専門の女性相談員を1名配置し、週5日相談を実施した。	人権政策課 (①社会教育課)
				①オーバートーリズム対策	・観光客参拝客の受け入れと市民生活の質の確保を両立しながら、持続可能な住まう人も訪れる人もともに慶び合えるまちづくりを実現するため、年末年始等には臨時駐車場、臨時トイレの設置、交通誘導員の配置などを実施している。また、参道周辺店舗に対するゴミ袋の配布や清掃強化に取り組んでいる。 ・国の補助金を活用し、マナー啓発に係るリーフレット、動画の作成、太宰府駅内観光案内所、太宰府館にデジタルサイネージを設置しマナー啓発を実施している。	観光推進課
				①高大連携の強化 ②学生まちづくり課題解決プロジェクトの実施	①高校・大学短大との連携をキャンパスネットワーク会議などを通じてさらに密にし、学生の飛躍と本市と交流人口関係人口の相互発展などにつなげている。また、キャンパスネットワーク会議が主催のキャンパスフェスタでは、日ごろの学校行事や学生サークル活動の取組を広く紹介・披露している。 また七夕飾りを作成し、展示を行い、いきいき情報センター施設利用者が自由に参加できるよう、短冊を記入するコーナーを設置し地域貢献に努めた。 ○キャンパスフェスタ来場者数 R4: 約700人／R5: 約780人／R6: 約810人／R7: 759人 ②高校生・大学生の自由な発想で地域課題の解決につながる提案を受け、予算化を行い、まちづくりに実際に反映する取組を通じ、まちづくりへの関心を高め、人材の育成を図っている。 ○課題解決プロジェクト R6: 応募件数13件、補助金交付決定数10件／R7: 応募件数11件、補助金交付決定数11件	国際・交流課
				①期日前投票所増設、開票速報実施及び投票立会人への学生登用による主権者教育	・有権者の投票利便性の向上に資するため、とびうめアリーナに期日前投票所を増設するとともに、有権者に迅速に開票結果をお知らせするため開票速報の実施を継続した。また、若年層の主権者意識の醸成、投票率の向上を図るため、投票立会人への学生等の若者の登用に取り組んだ。	選挙管理委員会事務局

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第2章 市民	第7条	子どもの権利等	1 子どもは、健やかに成長する権利を有する。 2 子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。 3 市民及びコミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。 4 市民及びコミュニティは、子どもがまちづくりの主体として学び育っているよう、環境の整備に努めるものとする。 5 議会及び市長等は、子どもが、自らがまちづくりの主体であることを自覚しながら成長できるよう、環境の整備に努めるものとする。 6 議会及び市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。	①子どもの権利条例の策定 ②子育て支援センターの充実 (1)児童福祉事業 (2)母子保健事業 (3)発達相談支援事業	①子どもたちが安心して健やかに育つことができるよう、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利条例の制定を進めている。 ②子育て支援センター(平成27年開館)において、子育て支援に関する総合的な取り組みや地域の子育て支援を推進している。 (1)育児に不安を抱える家庭への利用者支援事業、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業、赤ちゃんの駅事業、子どもの居場所づくり事業(ぎんももひろば)などを行い、子育て中の家庭や児童等に寄り添った支援を行っている。 (2)母子保健においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない養育支援訪問、妊婦訪問、各種相談事業(母子手帳交付、妊娠8か月面談)、伴走型相談支援事業を通して、妊産婦の健康管理や乳幼児の健やかな発育を促し、安心して子育てができる体制づくりを行っている。また、栄養に関する事業については、食生活改善推進員にも協力してもらっている。 (3)未就学児の発達の不安や悩みの相談を受け、発達相談支援事業の一環としてグループ活動、園訪問、心理・保育個別などを行っており、保護者の受容ができた時には療育機関・医療機関に繋げ、将来子どもたちが困り感なく過ごせる支援を行っている。	子育て支援課
				①子ども医療費助成の拡充	・子育てにかかる経済的負担軽減策として、令和6年度から高校生世代までの医療費の助成、令和7年度に中学生の通院への助成を拡充した。	国保年金課
				①通学路交通安全対策の推進 ②公園遊具等の設置・整備	①関係機関合同による通学路の点検結果に基づき、防護柵設置のハード対策や交通規制・交通安全教育のソフト対策などを行い、登下校時における児童生徒の安全の確保に取り組んだ。 ②公園遊具等の設置・整備を積極的に実施するとともに、子どもたちや自治会などのニーズを把握するための調査を行っている。	建設課 (①学校教育課)
				①地域見守りカメラの増設	・犯罪や事故等の予防を目的とした地域見守りカメラを計画的に設置し、安全安心なまちづくりを推進している。	防災安全課
				①待機児童ゼロへの取組推進 ②届出保育施設運営支援 ③学童保育所増設事業 ④学童保育所多子利用世帯助成事業 ⑤第3子以降保育料無償化事業 ⑥ひとり親家庭への支援 ⑦病児保育事業の無償化	①認可保育所の新設をはじめ、幼稚園や保育所の認定こども園への移行支援、また保育士確保施策などを実行し、保育の受け皿の拡充と保護者の選択枝の拡大を図った。 ②届出保育施設の設置者に対し、施設の運営に必要な費用を補助し、児童の安全かつ健全な保育環境を確保し、保育の質の向上を図った。 ③児童の健全育成及び保護者が安心して子育てと仕事の両立を図ることができる環境を整えるため、学童保育所の増設等を実施した。 ④きょうだいが同時に学童保育所に入所している世帯の経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の利用料の助成を開始し、保護者の仕事と子育ての両立の支援を拡充した。 ⑤多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに資することを目的として、第3子以降の認可保育所の保育料無償化と届出保育施設等の利用料助成事業を開始した。 ⑥ひとり親家庭が抱える経済的、精神的な負担に対し、様々な支援の実施により、生活の安定と自立の促進等を図った。 ⑦子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援策を充実させるべく、病児保育事業における利用者負担の無償化を開始した。	保育児童課
				①小中学校における施設整備事業 ②放課後子ども教室の拡充 ③子ども学生未来会議	①学校施設の長寿命化改良工事、増築工事、屋内運動場空調設備整備工事、エレベーター設置工事など、教育環境の向上を図っている。 ②放課後子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、放課後子ども教室の実施校を毎年拡充するとともに、地域活動サポーターの積極的な地域活動への参画を促している。(R7実施校:5校) ③子どもの自由な発想で地域課題の解決につながる提案を受け、予算化を行い、まちづくりに実際に反映する取組を通じ、まちづくりへの関心を高め、人材の育成を図っている。会議内の提言から学校設備修繕等を実現した。	社会教育課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第2章 市民	第7条	子どもの権利等		①地域の居場所づくり推進事業	・子どもから高齢者、不登校児童、ひきこもり者、障がい者など地域の方が気軽に安心して参加できるコミュニティ食堂を開催する団体に、令和6年度から太宰府市地域の居場所づくり推進事業補助金を交付している。 ○地域の居場所づくり推進事業補助金申請 R6:6団体6件／R7:7団体7件	生活支援課
				①地域学校協働活動の推進 ②夏休みプール開放事業 ③九州国立博物館ツアーズ ④教育DXの推進 ⑤メタバースを活用した不登校支援事業 ⑥不登校児童生徒支援の推進 ⑦通級による指導の充実 ⑧小・中学校給食費の助成 ⑨小・中学校における給食の実施	①学校と地域で学校教育目標や子どもの姿、地域課題等を共有し、課題解決のための実働ができる取組を推進し、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ることにより、地域人材の協力による学校支援活動や体験活動等を充実させた。 ②夏休み期間中に子どもたちが暑さを和らげながら水に親しみ楽しむことができるよう、無料利用券を配布し、暑さ対策及び生涯スポーツへの関心・意欲向上を図った。 ③市立小・中学校の児童生徒に九州国立博物館の特別展を観覧する機会を設け、より豊かな教養と感性を身につけグローバルな視点をもった子どもを育てるため、九州国立博物館との連携を図った。 ④児童生徒用タブレットを更新し、教育環境のさらなる充実を図った。 ⑤不登校児童生徒の支援として、メタバースを活用した新たな居場所を提供した。 ⑥市内2箇所につばさ学級を設置し、全ての小・中学校にサポートティーチャー(ST)の配置及びサポートルームの設置並びに全ての中学校ブロックにスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置を行い、不登校児童生徒及びその保護者に対する支援の充実を図った。 ⑦全小・中学校に自校の通級指導教室を設置し、子どもの自立を目指し、学習面や生活面における困難を改善・克服するため、一人一人の状況に応じた指導を行い、通級指導の充実を図った。 ⑧物価高騰が続く中、子どもたちが安心して栄養バランスのとれた食事を摂られるとともに、子育て世代の負担を軽減するため給食費の3割助成を行っている。 ⑨小中学校で連携し、物資の安定供給、衛生管理の徹底、アレルギー対応等に配慮しながら安全安心な給食の提供を行い、健康の増進、体位の向上を図り、活発な食育活動を実施している。	学校教育課
				①全国大会出場子ども・学生等への支援	・出場経費の一部を助成する取組の充実を図り、次世代を担う子どもたちの支援を行っている。	スポーツ課
				①全世代交流フリースペースの活用推進 ②文化芸術振興事業 ③全世代交流型移動図書館	①いきいき情報センター1階を自習スペースとして活用する他に、eスポーツ体験会の開催など、全世代の交流ができる場所として、フリースペースの有効活用を図っている。 ②身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、プロの演奏家によるコンサートや伝統芸能などのプログラムを実施している。 ③子どもたちに読書や読み聞かせを楽しんでもらうため、移動図書館「すくすく号」の図書の充実を図るとともに、全世代交流の場としても検討を行っている。	文化学習課
				①世界に羽ばたく人材育成表彰・子ども学生美術展 ②学生まちづくり課題解決プロジェクト ③高大連携の強化	①次代を担う若い才能を顕彰し育成する取組として推し進め、表彰を行った。 ○世界に羽ばたく人材育成表彰件数 R4:112件／R5:108件／R6:117件／R7:132件 ○子ども学生美術展入選作品数 R4:36件／R5:52件／R6:60件／R7:63件 ②高校生・大学生の自由な発想で地域課題の解決につながる提案を受け、予算化を行い、まちづくりに実際に反映する取組を通じ、まちづくりへの関心を高め、人材の育成を図っている。 ③高校・大学短大との連携をキャンパスネットワーク会議などを通じてさらに密にし、学生の飛躍と本市と交流人口関係人口の相互発展などにつなげた。	国際・交流課 (①総務課)

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第2章 市民	第8条	事業者等の役割及び責務	事業者等は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会の調和ある発展のために協力するよう努めるものとする。	民間企業・団体などとの積極的な連携	・事業所等との積極的な連携により、地域経済の活性化、観光の振興、市民サービスの向上を図るための取組を推進している。	経営企画課他
					民間企業・団体などとの連携状況	
					①グリーンコープ生活協同組合ふくおか、(株)ヤマップ、(株)ナッツ、コーユレンティア(株)、アイリスオーヤマ(株)、エクシオグループ(株)、西日本電信電話(株)、佐川急便(株)との災害に備えた各種協定締結 ②郵便局とのクーリングシelterに関する協定締結	防災安全課
					①宗教法人、学校法人、九州国立博物館等との連携協化 子ども学生美術展において、太宰府天満宮宮司賞や九州国立博物館館長賞を設け、連携強化に努めた。 市と市教育委員会、市内の大学・短期大学で構成する「太宰府キャンパスネットワーク会議」において、地域社会の課題解決に取り組んでいる。 ②高大連携の強化	国際・交流課
					①第一生命保険(株)と連携した市の特定健診・がん検診の受診を促すチラシの配布 ②済生会二日市病院の健康福祉フェアにて特定健診・がん検診のチラシ配布	元気づくり課
					①エンディングノート(発刊物)協定締結 (株)ジチタイアドと協定を締結し、事業者等からの広告提供によりエンディングノートを無料協働発行した。ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発活動の一環とし作成したエンディングノートは、市民、市内在宅医療・介護連携関係機関を中心とした事業所に配布。 ②見守り協力体制の構築 福岡県と協定を結んだ事業者が、日常業務の範囲内でひとり暮らし高齢者等の異変を察知したときに、市へ通報する体制。 OR4:2件(三井住友海上火災保険(株)、明治安田生命保険相互会社)、R6:1件(福岡地区LPガス協会)、R7:1件(総合警備保障(株))	高齢者支援課
					①アイ・ケイ・ケイホールディングス(株)と連携した結婚支援の推進事業として、婚姻届提出者へのプレゼントキャンペーン実施	保育児童課
					①あいおいニッセイ同和損害保険(株)との包括連携協定に基づく講演会の企画(令和8年度実施予定)	人権政策課
					①福岡農業高等学校、筑紫台高等学校、筑陽学園中学・高等学校と包括連携協定 ②西日本鉄道(株)との意見交換や人事交流 ③第一生命保険(株)、アイ・ケイ・ケイホールディングス(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の包括連携協定 ④アビスパ福岡(株)とフレンドリータウンに関する協定締結	経営企画課 (②総務課、④スポーツ課)
					①TRIPLUSとの「体験・滞在型観光」の推進に向けた地域協働事業に関する連携 ②全日空・ANAあきんど、NPO法人バリアフリーネットワーク会議と連携した「Universal MaaS」共同プロジェクトの実施 ③「令和の都だざいふ」周遊促進に向けた観光拠点施設の官民連携事業化に向けた検討を実施 ④観光交流人口の増加や地域活性化を目指した西鉄沿線活性化協議会共同プロモーション事業 ⑤筑紫台高等学校と西日本シティ銀行との産官学連携による観光おもてなし看板の設置 ⑥観世音寺・戒壇院にて、年末年始にライトアップを実施 ⑦九州国立博物館開館20周年記念事業に実行委員として参加し、九州国立博物館、太宰府観光協会と連携し、記念事業を実施した。 ⑧森永製菓(株)と連携し、コラボ商品(甘酒)を販売した。 ⑨携帯ゲームPokemonGO(Niantic社)と連携し、令和の都だざいふ周遊コースを設定した。 ⑩観光関連団体及び観光事業者と協議のうえ、「太宰府市観光危機管理マニュアル」を策定	観光推進課
					①福岡大学や福岡農業高等学校との連携による梅プロジェクトの推進 ②梅プロジェクト事業に賛同する事業者との新製品開発 ③近隣スーパーやセブンイレブンにおける梅プロジェクト製品の販売 ④市内造園業者と連携した梅の実収穫及び梅の木植栽 ⑤梅で太宰府を盛り上げよう(事業者の集いの場)及び太宰府梅乃市の開催 ⑥筑紫地区企業同和問題推進委員会との連携 ⑦太宰府市商工会と連携した事業者及び創業支援 ⑧市内農家で構成する農業生産組織組合と連携した水城跡花いっぱい運動 ⑨産業推進保友会と連携した政庁跡清掃活動	産業振興課
					①政庁まつり開催にあたっての商工会をはじめ各関係団体から選出された委員で組織する実行委員による企画・運営及び協賛金募集に対する多数の企業・事業者からの協賛	地域コミュニティ課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第3章 議会	第9条	議会の役割及び責務	1 議会は、市政上の重要な意思決定を行う機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に取り組むものとする。 2 議会は、市民参画の推進等、開かれた議会運営の実現に努めるものとする。 3 議会は、市民が議会の議決、審査及び議会活動について、その経緯及び理由等をより簡便に知ることができる方法で説明責任を果たすものとする。	①議会だより ②市議会中継等 ③改選後、議長副議長選挙にかかる所信表明会の開催 ④会議録検索システム導入	①市民のニーズに合った議会だよりを検討し、年4回発行した。また、ホームページに『議会だより』の音声を公開している。 ②議会中継やインターネット上のサービスを使った議会録画配信、会議録のホームページ掲載を行っている。 ③議長、副議長の選出過程の透明化を図るため所信表明会を実施した。 ④会議録をキーワード、発言者、年度の指定等により検索できるようになった。	議事課
	第10条	議員の役割及び責務	1 議員は、この条例を遵守し、市民の負託にこたえるために、多様な方法で市民の意思を把握し、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。 2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努めなければならない。 3 議員は、自らの議員活動に関する情報を提供し、及び議会の議決に関する自らの見解を市民に積極的かつ分かりやすく説明するよう努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、議員は、第6条に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。	①市民との意見交換会	・市民との意見交換を各常任委員会ごとに行うなど、工夫して行った。 ○意見交換会開催実績 R4:2回、延べ71名参加／R5:1回19名参加／R6:1回37名参加／R7:開会行事+3分科会で延べ109名参加	議事課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第4章 市長等	第11条 市長の役割及び責務		1 市長は、市の代表者として、この条例を遵守し、市民の声を真摯に受け止め、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。 2 市長は、政策を行う際には、透明性及び客観性を確保するように努め、市民に対し説明責任を果たすよう努めるものとする。 3 前2項に定めるもののほか、市長は、第6条に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。	①定例記者会見の実施	・市政の重要施策、予算案、イベント、観光などについて報道機関向けに直接説明し、市民へ情報を伝える場として開催している。	経営企画課
				①学生と市長との意見交換会	・太宰府市の魅力や思いなどについて市長との意見交換会を行った。 ○意見交換会テーマ及び参加者数 R4:「withコロナの生活について」大学生12名参加 R5:「太宰府のよいところ、足りないところ」高校生17名、大学生23名参加 R6:「今後住み続けたい魅力ある太宰府とはどんな街か」高校生11名、大学生16名参加 R7:「学生が放課後や休日をもっと楽しく過ごせる太宰府について」高校生17名、大学生7名参加	国際・交流課
				①太宰府市長等政治倫理条例の制定	・市長、副市長、教育長が自らの行動を厳しく律し政治倫理の向上に努め、市民の信頼を確保することを目的に制定した。	総務課
				①定期監査 ②行政監査	①毎年度2回実施 ②毎年度2回実施 ・監査の結果については、市長、議会、各行政委員会等に報告し、ホームページへ公表している。	監査委員事務局
	第12条 職員の役割及び責務		1 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、市民の声を真摯に受け止め、市民ニーズに適切に対応し、公正かつ誠実に法令等を遵守し職務を遂行しなければならない。 2 職員は、自らを研鑽することにより資質の向上を図り、市民の視点に立ち、意欲を持って職務を遂行し、課題等の解決に取り組まなければならない。 3 前2項に定めるもののほか、職員は、第6条に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。	①課題解決先進モデルの実現 ②すぐやる班	①市民をはじめ産官学等で構成される総合戦略推進委員会のご意見等を活用するとともに、市民の皆さんのご意見や思い等を市政に反映させるためにまちづくり市民意識調査を実施し、今後まちづくりを進めていく上での指標とし、各種施策の展開に反映させている。 ②市で対応可能な作業や頻発する鳥獣被害対策など市民ニーズに素早く対応するため、すぐやる班の活動を推進している。 ○すぐやる班活動回数 R5:437回／R6:1,038回／R7:834回	経営企画課 (②産業振興課)
				①窓口交付の利便性向上	・引越しワンストップサービス、証明用写真機でのマイナンバーカード申請サポート、土曜日曜の窓口サービス、戸籍謄本の広域交付、コンビニエンスストアでの証明書交付など、市民サービスの利便性向上を図っている。	市民課
				①窓口における市民ニーズへの対応	・窓口において聴覚障がい者や難聴者と円滑なコミュニケーションを行うために、職員の説明音声を確認しディスプレイに文字を表示する窓口コミュニケーション支援システムを設置した。	福祉課
				①行政手続オンライン化の推進	・子育て、介護等の手続きについて、政府が運営する行政手続きのオンライン窓口であるマイナポータルからマイナンバーを用いたオンライン手続を可能にし利便性の向上を図った。	文書情報課他
				①人材育成 ②課題解決調査	①ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修、飲酒運転撲滅研修、管理職対象の人事評価制度評価者研修の実施、同和問題研修、しなやか研修等の他、各個人の自己研鑽のため、市町村職員研修所の研修受講に努め、接遇や市民サービスの向上を図っている。 ②職員が自主的に先進地を視察し、自己研鑽に努めるなど更なる戦略的まちづくりや、課題解決モデルの実現を図っている。	総務課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第5章	第13条	コミュニティ	1 市民は、コミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに参画し、その活動に関わるよう努めるものとする。 2 コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、まちづくりの推進に努めるものとする。 3 市長等は、まちづくりを推進するため、コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自律性を損なわない範囲で、積極的にコミュニティの活動を支援するよう努めるものとする。	①地域コミュニティの活性化	・子どもや高齢者、行政、市民活動団体など多様な主体が交流、連携できるよう、全世代が情報共有しながら活動できる仕組みづくりや区自治会への様々な支援など地域コミュニティの活性化に向けて積極的に支援している。 ・校区自治協議会役員会への市職員の参加による、情報収集や意見交換、自治会のイベントへの関係課職員の積極的な参加、広報紙への記事掲載や加入促進チラシ配布、助成金及び補助金の交付により、コミュニティの活性化に寄与している。 ○自治会加入率 R4:93.3%／R5:92.6%／R6:91.7%／R7:89.9% ・自治会DX化を推進し、全校区協議会での説明を行うとともに、ホームページ立ち上げ支援や職員によるスマホ講座を実施している。 ○スマホ講座 R7:11自治会118人参加 ・コミュニティ食堂の開催に併せ、地域の困りごとや地域の課題を把握するため「まちの相談室」を同時開催し、相談内容について関係部署と情報共有、対応等を行った。	地域コミュニティ課
					①太宰府市地区公民館施設整備条例に基づき、地区公民館の改修等への補助金を交付している。 ②地区公民館活動の事業費に対し助成金を交付している。	文化学習課
					・市民に広くスポーツについて理解と関心を深め、積極的にスポーツを行う意欲を醸成することを目的に、各校区で組織したスポーツの日の行事实行委員会に対し、スポーツの日の行事に対する財政支援、人的支援を行っている。また、地域や団体のイベント等へスポーツ推進委員が出向き、スポーツの振興を図るとともに、地域活動の活発化につなげている。 ○スポーツの日の行事参加者数 R4:1,243人(コロナにより3会場中止)／R5:2,322人(コロナにより1会場中止)／R6:2,870人／R7:2,783人 ○スポーツ推進委員活動回数 R4:延272回／R5:延272回／R6:延263回／R7:延289回	スポーツ課
					・キャンパスネットワークを通じ、自治会や学校運営協議会などに学生サークルの派遣を行っている。 ○学生サークル派遣件数 R4:6件／R5:6件／R6:5件／R7:7件	国際・交流課
					・地域の健康づくりを推進することを目的に、校区自治協議会に対し、財政支援、人的支援を行っている。 ・地域に健康づくりの輪を広げるために各自治会より選出された健康推進員に対する学習会を開催するとともに、健康推進員が企画して公民館学習会を開催している。	元気づくり課
				①新しい公共の担い手支援 ②地域介護予防活動支援事業補助金の交付 ③敬老事業	①民生委員・児童委員や長寿クラブ連合会などへの活動支援を行い、持続可能な地域社会の形成に向けて取り組んでいる。 ②地区公民館等を活動場所として、高齢者の通いの場の運営や介護予防に資する活動の実施を支援している。 ③地域の発展にご尽力いただいた高齢者の皆様に敬意を表するための敬老事業(敬老会等)を実施する自治会に対し補助金を交付している。	高齢者支援課 (①福祉課)
				①地域の居場所づくり推進事業	・コミュニティ食堂を開催する団体への助成や市が実施する事業の一部を地域の身近な地区公民館等で実施し、様々な関係機関や団体と連携した。また、コミュニティ食堂の開催に併せ、地域の困りごとや課題を把握するため「まちの相談室」を開催し、相談内容について関係部署と情報共有、対応等を行った。 ○コミュニティ食堂(子ども食堂含む)開催回数 R4:8団体62回／R5:9団体72回／R6:11団体77回／R7:12団体93回	生活支援課
				①通いの場等への積極的支援 ②元気づくりポイント事業	①高齢者が集まる「通いの場」で課題の共有や健康教育を市内全域で実施した。 ②健康診査・がん検診の受診、介護予防事業、スポーツ活動に参加する40歳以上の市民を対象にポイントを付与する「元気づくりポイント」事業について、自治会主催事業も対象とし、地域も一体になって参加を促している。	元気づくり課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第6章	第14条	情報提供及び情報公開並びに個人情報保護	1 議会及び市長等は、市政に関する情報を市民と共有することがまちづくりの基本であることを踏まえ、情報提供を積極的に行うよう努めるものとする。 2 前項の情報提供は、市民による理解が容易な形でなされなければならない。 3 議会及び市長等は、市政運営に有益な情報を積極的に収集するとともに、市民にとって有用な情報を提供しよう努めるものとする。 4 議会及び市長等は、自らが保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報共有ができるよう、自らが保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理、保存及びその運用について、総合的かつ体系的な仕組みの整備に取り組むものとする。 5 議会及び市長等は、個人の権利及び利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報等を別に定める太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第11号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に則り、適正に取り扱うものとする。この場合において、その取り扱いに際しては、他の保護すべき権利及び利益に十分に配慮しなければならない。	①新たな情報発信手段の検討・構築(再掲)	・ホームページや広報だざいふでの情報発信のほか、様々な情報提供の手段を確保し、エックス(旧ツイッター)、フェイスブック、ユーチューブ、ラインでの情報発信を行っている。また、市政、観光、防災情報等の一体的な情報発信について調査研究を行い、ライン等SNSからホームページへ誘導しより詳細な情報や関連情報を提供するなど、一体的かつ効果的な情報発信に努めた。また、広報委員会を組織し、広報紙に関することだけでなく、ホームページやSNSなどを含め全体的な広報活動の検討を行っている。 ○LINE友達登録数 R4: 33,187／R5: 34,281／R6: 35,041／R7: 37,726	経営企画課
				①定例記者会見の実施(再掲)	・市政の重要施策、予算案、イベント、観光などについて報道機関向けに直接説明し、市民へ情報を伝える場として開催している。	経営企画課
				①議会だより(再掲) ②市議会中継等(再掲) ③会議録検索システム導入(再掲)	①市民のニーズに合った議会だよりを検討し、年4回発行した。また、ホームページに『議会だより』の音声を公開している。 ②議会中継やインターネット上のサービスを使った議会録画配信、会議録のホームページ掲載を行っている。 ③会議録をキーワード、発言者、年度の指定等により検索できるようになった。	議事課
				①情報公開制度と個人情報保護制度の的確な運用・改善	・情報公開に備えた文書の作成、適正な運用、管理について、職員への周知、研修を行った。また、行政文書の開示請求の制度によらずとも公開できる情報については、窓口での情報提供(開示)を行うよう周知している。個人情報ファイル簿の運用マニュアルを作成し運用を行っている。 ○情報公開制度請求件数 R4: 459件／R5: 302件／R6: 271件／R7: 327件 ○個人情報保護制度請求件数 R4: 10件／R5: 15件／ R6: 11件／R7: 12件	文書情報課
	第15条	市民参画	1 議会及び市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明性を持った市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。 2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供するものとする。 3 前2項に定めるもののほか、市長等は、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにする等、誠実に対応するものとする。	①市民参画 ②公募委員(第24条「審議会等」参照) ③パブリック・コメント(第25条「パブリック・コメント」参照)	①市民の意見箱に届いた意見とそれに対する市の対応をホームページに掲載した。また、市民参画を有意義なものにするため、担当課において、広報紙やホームページ等で執行状況の公開に努めた。 ②第24条「審議会等」参照 ③第25条「パブリック・コメント」参照	経営企画課
	第16条	住民投票	1 市内に住所を持つ有権者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者。以下「有権者」という。)は、市政の重要事項について、それぞれの事案に応じて別に定める条例により、投票を通じて自らの意思を明らかにすることができる。 2 前項の条例は、投票に付すべき事項、投票手続、その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 4 有権者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項に基づきその50分の1の署名により、第1項の条例の制定改廃を求めることができる。	①住民投票	・住民投票の実績なし	選挙管理委員会事務局
	第17条	協働	1 市民、コミュニティ、議会及び市長等は、市民による主体的な取組を基本としつつ、まちづくりの推進に当たって協働を行うよう努めるものとする。 2 前項の場合において、市長等は、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を損なわないよう配慮しなければならない。 3 市長等は、協働の実態が前項の定めるところに合致しているかどうかを精査し、協働によるまちづくりを効果的に推進するための手続き等の整備及びその改善に努めなければならない。 4 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及びコミュニティに対し、必要かつ適切な支援を行うよう努めるものとする。	①課題解決先進モデルの実現 ②各種団体への補助金交付	①市民をはじめ産官学等で構成される総合戦略推進委員会のご意見等を活用するとともに、市民の皆さんのご意見や思い等を市政に反映させるためにまちづくり市民意識調査を実施し、今後まちづくりを進めていく上での指標とし、各種施策の展開に反映させている。 ②「太宰府市補助金等交付規則」等に基づき、諸団体へ補助金を交付し、活動を支援している。	経営企画課
				①地域ボランティア活動支援	・太宰府市NPO・ボランティア支援センターを運営し、NPOやボランティアなどによる市民公益活動に関する情報や交流の場を提供し、市民の自主的・自発的な活動の促進を図った。また、太宰府市社会福祉協議会との連絡会議における情報共有や、政庁まつり等でのボランティア募集や運営を行っている。	地域コミュニティ課
				①福祉関係団体支援	・太宰府市社会福祉協議会やシルバー人材センター、NPO法人太宰府障害者団体協議会、太宰府市身体障害者福祉協会、太宰府手話の会に対する支援を行い、活気ある地域共生社会づくりに取り組んでいる。	福祉課
				①長寿クラブ活動支援	・長寿クラブ連合会と長寿クラブへ、補助金の交付や行事支援など、団体活動の更なる活性化を図っている。	高齢者支援課
				①令和の都だざいふ「梅」プロジェクトの推進	・新たな地場みやげ産業として経済税收効果の向上を図るとともに、梅の木の植栽、事業者、団体、教育機関等と連携した新商品開発、情報発信などによるシティプロモーションの強化に取り組んだ。	産業振興課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第7章 市政運営の基本原則	第18条	総合計画等	1 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める総合計画のうち基本構想及び基本計画を策定する場合には、立案段階から市民参画の機会を設け、議会の議決を受けなければならない。 2 市長等は、各行政分野の基本的な計画(以下「行政分野別基本計画」という。)を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するものとし、関連する行政分野別基本計画との調整を図らなければならない。 3 市長等は、総合計画及び行政分野別基本計画の目標及び期間を明示するとともに、進行の状況を適切に管理し、市民に分かりやすく公表するものとする。 4 市長等は、前項に規定する各計画が社会経済情勢の変化に対応したものとなるよう、市民参画の機会を設け定期的に検討を加えとともに、必要に応じて見直すものとする。	①計画等の策定	・新たな総合計画の策定に向け検討を進めた。 ・基本的な計画を策定するときは、必要に応じ審議会の開催、パブリック・コメントの実施等、市民参画の機会を設け検討している。	経営企画課他
	第19条	政策法務	1 議会及び市長等は、地域課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めるものとする。 2 市民は、自らも政策法務の主体であることから、前項の法令の解釈及び運用について、必要な意見を述べることができる。	①法制執務研修の実施 ②政策法務研修等への参加	①研修を実施し、より多くの職員が法制執務に触れる機会を提供した。 ②政策法務研修や地方自治法研修等の外部研修に積極的に参加した。	総務課
	第20条	財政運営	1 議会及び市長等は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努めるものとする。 2 議会及び市長等は、創意工夫による経費節減及び収入増に積極的に取り組むとともに、行政サービスの向上及び良好な市政運営の推進を図るよう、常に検討を加えなければならない。 3 議会及び市長等は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するよう努めるものとする。 4 市長等は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、その状況について分かりやすく公表するよう努めるものとする。	①ふるさと納税の推進 ②歴文税の活用 ③ネーミングライツ制度の検討 ④財政状況の公表	①新たな返礼品の開発や取引などによる経済税収効果の向上を図っている。 ②歴文税を財源として歴史的文化遺産や観光資源等の整備活用、観光客のおもてなし施策、渋滞緩和対策などの事業に取り組んでいる。 ③新たな財源確保、企業の社会貢献の場の提供及び施設の良好な維持管理による市民サービスの向上などが見込まれるネーミングライツ(公共施設等への愛称を付与する権利)を公共施設等に導入し、民間事業者の力を借りながら、資産の有効活用、一層の魅力向上及び地域の活性化を目指した。 ④健全で持続可能な財政運営を推進するとともに、市民へ分かりやすく伝えるため、予算や決算の状況、財務書類などを広報紙やホームページを通じて公表し、財政運営の透明性の確保に努めている。	経営企画課 (②税務課・環境課・都市計画課・建設課・観光推進課・産業振興課・文化財課)
				①公共施設LED化の推進	・明るく故障が少ないLEDにすることで安心安全のまちづくりの更なる充実を図るとともに電気料金及びCO2排出量の削減を図った。	建設課、社会教育課、文化学習課、スポーツ課、管財課
				①DXの推進	・ビジネスチャットサービス、AI音声文字起こしツールや生成AIシステム等を導入し、組織のパフォーマンス向上や事務の効率化、費用の削減に取り組んだ。	文書情報課
				①窓口交付の利便性向上	・引越しワンストップサービス、証明用写真機でのマイナンバーカード申請サポート、土曜日曜の窓口サービス、戸籍謄本の広域交付、コンビニエンスストアでの証明書交付など、市民サービスの利便性向上を図っている。	市民課
				①企業・商業施設等誘致推進体制の強化 ②令和の都だざいふ「梅」プロジェクトの推進 ③企業創業支援・地場産業育成の推進	①企業誘致戦略書に基づき、民間のコンサルティング事業者のノウハウを生かした企業誘致を行うとともに、市民生活の利便性向上のための商業施設等の誘致に関する調査を実施し今後の方針について検討することで、雇用と経済税収の効果を図るよう努めた。 ②新たな地場みやげ産業として経済税収効果の向上を図るとともに、梅の木の植栽、事業者、団体、教育機関等と連携した新商品開発、情報発信などによるシティプロモーションの強化に取り組んだ。 ③地場産業育成を推進し地域経済の活性化を図るため、商工会との更なる連携を進め、起業創業支援に取り組んだ。	産業振興課
	第21条	策組織及び人事政	1 市長等は、柔軟な課題対応及び部局間連携を可能とする組織体制の整備及び充実に努めるものとする。 2 市長等は、第12条に規定する職員の役割及び責務の遂行並びに組織力の発揮のため、効果的かつ計画的な人事政策の運用に努めなければならない。	①副市長・部長会議、経営会議の実施	・立場を超えた市政の改善に努める組織づくりの一環として、副市長・部長会議や経営会議を実施し、部局間にまたがる課題を共有した。	経営企画課
				①人材育成・登用・働き方改革	・研修制度や人事評価制度の改善を図るとともに、就職氷河期を含む幅広い世代を対象に、優秀で多様な人材の積極的な職員採用を行い、組織の活性化に努めている。また、全ての職員が安心して働ける職場づくりを目指して、育児休業の取得促進や残業の抑制などを行っている。	総務課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第7章 市政運営の 基本原則	第22条	行政評価	1 市長等は、市民に対する説明責任を果たし、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、行政評価を実施するものとする。この場合において、市民及び専門家等の参画のもとに実施するものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、その結果を施策等に適切に反映させるものとする。 3 市長等は、必要な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、行政評価等を通じて事務事業等の改善に努めなければならない。	①課題解決先進モデルの実現	・総合戦略の施策体系のもと各事業の担当課において事後評価を行っている。評価を行ったのち9月議会に提出、ホームページに掲載するとともに、一部施策については総合戦略推進委員会において外部評価を行っている。	経営企画課
	第23条	外部監査	1 市長は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて、外部監査契約を締結した地方自治法第252条の28に規定する者(以下「外部監査人」という。)に監査を実施させることができる。 2 有権者は、地方自治法第75条第1項の請求をする場合において、併せて、当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて、前項の外部監査人の監査によることを請求することができる。	①外部監査	・外部監査の実績なし	総務課 監査委員事務局
	第24条	審議会等	1 市長等は、審議会等(地方自治法第202条の3に規定する附属機関その他これに準ずる機関をいう。)の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民からの公募によって選任するものとする。 2 市長等は、前項の公募を行うときは、選考過程の透明性及び客観性の確保に努めなければならない。 3 市長等は、原則として、審議会等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。	①公募委員	・太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第4条第1号で「委員の選任に当たっては、公募等により広く市民の参加の機会を確保すること。」と規定し、各課留意して選任している。今後も委員の選任に当たっては、公募等により広く市民の参加の機会を確保するよう留意して選任する。	経営企画課 (総務課)
				①第3次男女共同参画プランの推進	・必要に応じて関係課にヒアリングを実施し、審議会の委員選考時に女性の登用を検討するよう依頼した。また、所管課において、関係団体からの女性の推薦や、市民公募を行い女性を登用するなどの女性割合を増やす工夫を行っている。これにより令和7年4月1日現在の女性登用率は令和3年度に比べ、3.7ポイント上昇し、29.8%となったものの、目標値には届いていない。他自治体の取組を調査研究し、女性登用促進に向けた新たな取組を進めていく。 ○審議会等の女性委員 R4:26.8%／R5:27.3%／R6:27.5%／R7:29.8%	人権政策課
	第25条	コパメブ ンリ トツ ク ・	1 市長等は、市政に係る重要な政策等を策定するときは、別に定めるところにより、事前にその案並びに趣旨、目的及び内容等を明確にした資料等を公表し、広く市民等の意見を求めるものとする。 2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取り扱いの結果及びその理由を公表しなければならない。	①パブリック・コメントの実施	・政策等の策定過程において、計画などの素案を公表してパブリックコメントを実施し、実施にあたっては広報紙やホームページ等で周知し、実施後の結果もホームページ等で公開している。 ○パブリック・コメント実施件数等 ※対象計画等数(意見提出人数) R4:3件(意見提出10人)／R5:6件(意見提出22人)／R6:3件(意見提出11人)／R7:4件(意見提出8人)	経営企画課他
	第26条	公益通報	市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係わる違法又は不当な行為について、別に定めるところにより、職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより、不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。	①公益通報	・太宰府市公益通報の処理に関する規程により、職員等の通報があった際の体制を整え、適法かつ公正な市政の運営を保障している。	総務課

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第7章	第27条	危機管理	1 市長等は、市民及び来訪者等の安全を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、防災・減災の基盤整備を行うとともに、危機管理体制を整備しなければならない。 2 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。 3 コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。 4 市長等は、災害等の発生時及びその前後において、市民及び来訪者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、コミュニティ及び関係機関並びに他の地方公共団体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。	①地震災害対応訓練 ②防災備蓄機能の強化 ③災害対応トイレカーの導入 ④消防団活動支援事業 ⑤防災体制の強化 ⑥日本一の猛暑のまちへの対応	①大規模災害が発生した際に、市民や自治会、民間企業、来訪者等が的確な対応をとることができるよう、より実践に即した訓練を目指した。また、自衛隊、消防、警察などの関係機関と連携を図り、防災体制の強化に取り組んでいる。 ②大規模な災害が発生した場合の女性や高齢者、乳幼児、外国人など様々な人の避難を想定し、各状況に配慮した対応ができるよう備蓄品の計画的な購入及び発動発電機等の購入を行った。 ③安全で衛生的で機能性の高い災害対応トイレカーを導入し、災害発生時への備えを強化した。 ④地域防災力向上のため消防団の維持・確保に努めるとともに危機管理の強化を図った。また、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車の更新を行った。 ⑤住民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)による自然災害や国民保護情報の伝達について、確実な推進を行い、国が予定するシステム更改に対応する次期受信機を導入し、災害発生時への備えを強化した。また、職員による豪雨災害対応訓練、筑紫野市との合同総合防災訓練、防災講座や研修会の開催により、防災対策を推進している。 ⑥市民や観光客参拝客の生命を災害級の暑さから守るため、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の増加を図った。 ○指定暑熱避難施設(クーリングシェルター) R6:17箇所(公共施設)／R7:17箇所(公共施設)、8箇所(市内郵便局(協定))	防災安全課
				①太宰府館及び太宰府市観光案内所へのタッチ式デジタルサイネージの設置 ②観光危機管理マニュアルの策定 ③日本一の猛暑のまちへの対応	①市内12箇所の観光情報や、気象情報・緊急災害情報等を5言語で表示することが可能なタッチパネル式デジタルサイネージを太宰府館及び太宰府市観光案内所へ設置した。 ②観光産業並びに観光客に多大な影響を与える地震等の観光危機に関し、基本的な対応方針を定めるものとして、「太宰府市観光危機管理マニュアル」を策定した。 ③市民や観光客参拝客の生命を災害級の暑さから守るため、天満宮参道でのミストシャワー設備の設置などの熱中症対策を行った。	観光推進課
				①道路冠水対策の推進 ②ため池の防災対策推進	①アンダーパスなどに浸水感知センサーを設置し、冠水予防、対策を推進した。また、国土交通省のシステム上に情報を公表し、情報の閲覧を可能とした。 ②ため池の劣化状況評価や地震・豪雨体制評価を行い、防災工事や耐震補強工事が必要と判定されたため池の改修工事等を実施した。	建設課
				①木造戸建て住宅性能向上改修等促進事業 ②ブロック塀等撤去促進事業	①地震に強く安心安全なまちづくりを目指し、耐震化等を促進するための工事等に関する補助金を交付した。 ○交付実績 R4:5件／R5:6件／R6:10件／R7:3件 ②地震時におけるブロック塀等の倒壊による通学路、避難路等の被害防止や安全性確保のため、補助金を交付し対策を推進した。 ○交付実績 R4:5件／R5:11件／R6:6件／R7:3件	都市計画課
				①地域ボランティア活動支援	・ボランティア支援センター、防災を専門とするNPO法人と連携した防災ワークショップを開催し、市民の防災意識を高めた。 ○防災ワークショップ R7:全2回56人参加	地域コミュニティ課
				①地球温暖化対策の推進	・ゼロカーボンシティの実現を進めるため、地球温暖化対策推進補助金の交付や市役所公用車への電気自動車の導入等を行った。また、日本一の猛暑のまち、気候変動適応対策として高齢者のみの世帯に対する省エネ性能を有したエアコン購入費用の助成などを行った。	環境課 (管財課)

自治基本条例運用検証報告書

章	条	見出し	条文	取組内容(令和4年度～令和7年度)	取組実績(令和4年度～令和7年度)	関係課
第7章	第28条	国及び他の地方公共団体等との連携	市長等は、行政サービスの向上又はまちづくりの推進及び広域的な課題を解決するため、国及び他の地方公共団体並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。	①国・県・民間との人事交流	・総務省、環境省、九州厚生局、こども家庭庁、福岡県、民間業者2社との人事交流を行い、多様な人材の確保、専門性をもった外部人材との交流による組織の活性化を行った。	総務課
				①他の自治体との連携	①国土交通省福岡国道事務所と連携した市内の交通情報提供を行った。	都市計画課
					・福岡都市圏広域行政推進協議会に属する17市町において、スポーツ振興事業などの共同事業の実施や、スポーツ施設や図書館の広域利用の推進に加え、本市及び市長会等の団体を通じ、国や県へ毎年様々な要望活動をおこなっている。	総務課 経営企画課
					・史跡保護に関わる全国自治体と連携した国への要望等を行った。 ・筑紫地区5市で地域の文化財を紹介する文化財パネル展を実施した。 ・福岡県及び関連自治体7市町で「古代日本の西の都」関連事業を実施した。	文化財課
					・西鉄沿線活性化協議会共同プロモーション、西日本鉄道株式会社と沿線自治体とで構成する協議会において、地域資源を活用した観光コンテンツの造成や共同PRを通じた観光交流人口の増加や地域活性化を目指している。	観光推進課
第8章	第29条	条例の見直し	1 市民は、この条例が適切に運用されているか及び社会情勢に適合したものか等について、市長等に意見を述べることができる。 2 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的の実現に寄与しているかについて、前項の規定により提出された意見を参考に検証するとともに、市民参画による検討を行うものとする。 3 市長は、前項の市民参画による検討の結果を受けて、条例の見直しについて検討した結果等を、議会に報告するとともに、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。	①条例見直しの検討	・太宰府市自治基本条例に関する提言(令和3年8月12日)に対する運用点検シートに基づいた取組を実施し、取組結果について確認を行った。自治基本条例の手引きについて改正の有無の確認を実施している。また、条例の適正な運用を確認するため、条文ごとに市の取組内容を確認する運用検証報告書を作成するとともに、見直しに向け審議会等の市民参画の手法について検討した。	国際・交流課
						地域コミュニティ課